

問5

町内会の運営や活動で、役員や会員の負担軽減につながることを実施されている場合は、その内容を具体的にお聞かせください (例)専門部会の統合、LINEなどのSNSを活用した連絡体制など
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会ではLINEを活用しています(連絡等) ・ごみステーションの件では私の町内でも同様のことがありましたが、私は町内会費より税金が先ですと回答しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・使える人だけはあるが、ライングループを作っている。会の急な変更、欠席の際の連絡等便利です。
<ul style="list-style-type: none"> ・班長の負担軽減で毎月末土曜日のPM6:00~6:30に回覧物を取りに来てもらっています。但し、12月は忙しい為一週前の土曜日としている。 ・総会のみ4月の末土曜日に会議室に行っている。
グループLINEの活用(役員の一部と)、会計のシステム化
<ul style="list-style-type: none"> ・町内LINEによる連絡網の構成(緊急含む) ・世帯票の整備(未加入者を含む)。郷省学生を記載。世帯外に緊急連絡先を記載(災害対応の為)
町内会役員会や自治協の部会等ではグループLINEを活用して情報の共有化と意見の多様化を推進している。
役員になる人がいない中、館長と会計係で全部対応しているのが現状である。一例として、ごみステーション等の事前・事後の写真撮りは市の職員が見に来れば済むこと。
班長会を利用させてもらっていますので、無理なく運営ができています。
<ul style="list-style-type: none"> ・全役員に対する連絡網を作成して配布。 ・回覧物、広報の仕分け作業は数班の理事の応援を得ている。
今後LINE等の連絡網について検討したい。
LINE、SNSを利用している(連絡体制)
町内の草刈りにおいて、作業前事前に除草剤を散布して草を枯らす。県道の草刈りをして奨励金を貰うようにした。
LINEを活用したいのですが、高齢者が多くて無理です。市からタブレットを貸与するのは難しいでしょうか？
班長会は毎月開催していましたが、新年度から特別連絡が無いようであればLINEでその旨を伝え、開催の回数を減らし、班長の負担を軽減するようにしました。
町内共有墓地がありますが、現在個人名義となっていますが、町内の名義に変えることはできないのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ①町内会の減少の為、補助金を増やしてもらいたい。 ②補助金の種類に、備品として草刈り機とチェーンソーを加えて下さい。
検討中
<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会の配布を廃止した。 ・LINE、SNS等を活用したいが、老人相手だと無理。出来ない、知らない、持たないの発言ばかり。
高齢化と若い人の自治会に対する関心のうすさが現状のおり、町内活動が制限されます。よって、実働できる事にしほり、自治会体制を保っているのがリアルです。
今現在、特にやれていません。
ごみ集積所が個人の土地を借りているので、河川(側溝)の上に造りたいが、河川課が許可しない。何とかしてほしい。
役員内でグループLINEを作り、情報の共有を行なっています。
役員間でLINEも交換しています。ライングループで交換しています。
LINE活用は個人情報と云う考え方が多い為、困難と思われれます。又、高齢者には不向きです。活動休止等の部は統合して役員数を減らして動いています。
役職に拘らず、業務を分担することで役員全員の負担軽減へ繋がっている。
極力会議を行わない。
<ul style="list-style-type: none"> ・区3役はLINEで連絡をとっています。 ・資料など送付等もLINEでやっています。
グループLINEを計画中です。

【評価・意見】

町内会会長向けの研修については、アンケートを実施し、意見を取り入れ内容等の改善を試みており、評価することができる。今後も内容の改善を試みると共に、オンライン参加を実施するなど、参加率向上に向けた取組を行っていただきたい。

(イ) コミュニティセンター

a 概要

佐世保市では、地域コミュニティの活性化を推進するため、佐世保市地域コミュニティ推進計画を策定している。

佐世保市地域コミュニティ推進計画（第3期）では、

- ① 町内会への加入意識の広まり
- ② 地区自治協議会の地域づくりの広がり
- ③ 住民主体の自治に向けた意識の高まり

を目的とし、2027（令和9）年度までに、幅広い世代への地域情報の発信、事務局における効率的な情報伝達を目指すため、「全地区でのインターネット活用100%」を目標に掲げるなどしている。

そのほか、コミュニティセンターは、佐世保市民に向けた各種講座等を実施しており、市民交流の場として機能している。

コミュニティ便りの一例は以下のとおりである。

日宇地区

コミュニティセンターだより (6月号)

日宇地区コミュニティセンター (日宇支所2階) ☎33-0564

発行日

令和7年5月21日



6月の行事予定

4月末現在の日宇地区の人口 27,393 人 (13,762 世帯)

23日(月) ひう成人学級①「からだイキキワークアウト講座」〈講堂〉10:00~11:30

27日(金) ひう自由大学②「相続登記の義務化と遺言の基礎知識」〈講堂〉14:00~16:00

自由大学
のご案内

ひう自由大学・第2回「相続登記の義務化と遺言の基礎知識」

令和6年4月1日から運用が開始された「相続登記の義務化」、「遺言」について、長崎地方
法務局佐世保支局より出前講座をしていただきます。前半は講話、後半は遺言作成について、
お話していただきます。相続や遺言の知識を皆さん一緒に学びましょう。

日 時：令和7年6月27日(金) 14:00~16:00

場 所：日宇地区コミュニティセンター 講堂

講 師：長崎地方法務局 佐世保支局 職員 さん



※上記に記載している「ひう自由大学」は年間登録制です。

ご参加ご希望の方は、電話または事務所窓口にてお申込みください。

お申し込み 日宇地区コミュニティセンター☎33-0564 (土日祝はお休み)

成人学級
のご案内

「からだイキキワークアウト講座」

今年度の最初の成人学級は、からだバー®の教室を開催いたします。

からだバー®は理学療法士が体の若返りを目的に考えたエクササイズです。

一緒に、からだ全身を伸ばしましょう。

日 時：令和7年6月23日(月) 10:00~11:30

場 所：日宇地区コミュニティセンター 講堂

講 師：中川 政子 さん

定 員：15名

持 参 物：汗拭きタオル、水分補給用の飲み物

受付開始：6月2日(月) 9時から開始します。



お申し込み・お問い合わせは 日宇地区コミュニティセンター

☎33-0564 (土日祝はお休みです)

うら面もありますのでご覧ください

「夏休み親子ふれあい教室」のご案内

今年度も7月から8月にかけて「夏休み親子ふれあい教室」の開催を予定しております。
(受付開始は、7月7日(月)を予定。)

詳しい内容は、次号「日宇地区コミュニティセンターだより7月号」
(6月18日発行)でお知らせいたしますが、たよりが手元に届かない場合は6月18日以降日宇支所2階にある日宇地区コミュニティセンター及びもみじが丘町にある体育室にも置いてあります。また、各小学校にも配布を予定しています。



現在、決定している「夏休み親子ふれあい教室」の日程です。

都合により、内容が変更になる場合もございますので、ご了承ください。

日時：7月28日(月)

内容：書道教室

講師：梅本 耿石 さん

日時：8月7日(木)

内容：オルゴール演奏会、体験

講師：Sasebo 北斗七星
松永 秋子 さん

お問い合わせ 日宇地区コミュニティセンター ☎33-0564 (土日祝はお休み)

「日宇川水すまし会、ライオンズクラブなどの皆さんが日宇川をきれいにしてくださいました」

5月18日(日)に日宇川水すまし会やライオンズクラブなどの皆さんが、恒例の日宇川清掃をしてくださいました。日宇川がきれいになりました。ありがとうございました。これからもきれいな日宇川を地域の皆さんで守っていきましょう。



～佐世保市消防局からのお知らせ～

● 救急医療電話相談(＃7119)について

急な病気やけがをして、どうしたらいいか判断に迷ったときに相談員(看護師)からアドバイスを受けられる電話相談窓口です。同センターでは、相談員が電話で話を伺い、病気やけがの症状を把握した上で、病院を受診した方がいいか、救急車を呼んだ方がいいかなどを案内します。

急な病気やけがをして迷ったら、局番なしの短縮ダイヤル「＃7119」または、「095-801-1217」にお問い合わせください。

※ これまでの救急医療機関案内「23-8199(ニイサン-ハイキュウキユウ)」は令和6年7月末で終了しました。

※ 小児救急については、引き続き、県子ども医療電話相談「＃8000」または、「095-822-3308」にお問い合わせください。

平日・土曜日 午後6時～翌朝8時まで

日曜日・祝日 午前8時～翌朝8時まで 開設

コミュニティセンター主催の講座内容は以下のとおりである。

コミュニティセンター主催講座				
実施主体	市内28コミュニティセンター（講師に謝礼を支給）			
事業の内容	対象者	佐世保市民		
	実施場所	市内28コミュニティセンター		
	時期	通年		
	R6実施内容・回数 等 (実施内容については別紙のとおり)	事業種別	実施回数(回)	のべ参加者数(人)
		ふるさとづくり講座	24	743
		ものづくり・体験講	209	3,470
		一般教養講座	167	5,680
		家庭教育講座	134	2,304
		高齢者大学・講座	125	3,620
女性学級・講座		21	326	
親子で体験教室		49	761	
	総計	729	16,904	
事業目標に対する結果「コミュニティセンター利用者数	R6年度	目標値	920,000人	
定期利用団体など、コミセン主催講座利用以外も含む数	R6年度	実績値	808,370人	

【評価】

コミュニティセンターは地域活動の基盤としての役割を担っておりその存在意義は大きい。佐世保市地域コミュニティ推進計画（第3期）では、現状の分析と課題の検討を丁寧に行っており、評価できる。今後とも、同計画に掲げた成果目標達成のため具体的な施策に取り組んでいただきたい。

（ウ）民生委員・児童委員

2024（令和6）年度の民生委員・児童委員現員数は以下のとおりである。

		人数	増減	備考
令和6年	4月1日	598人		
	4月16日	601人	+3	3名 委嘱
	5月31日	600人	-1	1名 退任
	6月3日	603人	+3	3名 委嘱
	6月26日	605人	+2	2名 委嘱
	8月3日	604人	-1	1名 逝去
	8月31日	602人	-2	2名 退任
	9月1日	605人	+3	3名 委嘱
	10月31日	604人	-1	1名 退任
	11月30日	603人	-1	1名 退任
	12月1日	605人	+2	2名 委嘱
令和7年	3月31日	604人	-1	1名 退任

民生委員・児童委員に対する支援内容としては、活動費の補助を行っているほか、各種研修を実施している。

(4) 就労の促進・所得の確保

ア 概要

高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会を確保することで活力ある地域社会づくりに寄与するため、シルバー人材センターへの活動支援を行っている。また、生涯現役社会の実現のため、年齢にかかわらず働くことができる企業の普及等を図るため、関係機関と連携して、事業主への各種の助成措置の活用をはじめとする制度についての啓発等を行っている。

イ 今後の方針

引き続き、高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会を確保することで活力ある地域社会づくりに寄与するため、シルバー人材センターへの活動支援を行う。また、65歳までの継続雇用や高齢者の就業ニーズに応じた多様な雇用を推進するため、高齢者の雇用継続・再就職促進についての啓発を、佐世保公共職業安定所など関係機関と連携して行う。

ウ 実績等

(ア) シルバー人材センター

a 2024（令和6）年度事業報告の要旨

超高齢化社会が急速に進展する中、シルバー人材センターは現役世代の下支えや人手不足分野に貢献していることから、国や地域社会の期待は非常に大きい。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されて以降、当センターの事業運営は、ほぼ本来の姿を取り戻すことができた。定時総会や各種会議・会合をはじめ、「会員交流会」や「地区ブロック研修会」も従来通りの形で開催することができた。

一方、2023（令和5）年10月からの消費税インボイス制度の施行や、2023（令和5）年11月のいわゆるフリーランス新法の施行に関連した「契約方法の見直し」への対応を迫られるなど、シルバー人材センターを取り巻く環境は厳しい状況にある。このような状況の中、事業実績については、請負・委任事業は前年度比103.0%（1103万円増）、派遣事業は前年度比121.8%（4017万円増）となった。

請負・委任・派遣事業の合計契約額は4億2774万円で、前年度比103.9%（1504万円増）であったが、最低賃金の大幅引上げに関連して配分金の改定を行ったことや、事務費率の減免を

行ったことが収支に大きく影響している。

会員数については、「夫婦会員制度」や「ゴールド会員制度」など新たな制度導入により新規会員の加入促進と退会抑制を図ったが、入会者より退会者が上回り、前年度より17名減の770人となった。

経営状況については、今年度も、市・国の補助金が減額となり、赤字予算（▲1789千円）での編成であったが、業務拡大と予算の効率的執行に努めた結果、最終的には1714千円の黒字決算で終えることができた。

項目 \ 年度	① 令和5年度	② 令和6年度	②-① 前年度比
会員数（人）	787	770	△17
受注延件数（件）	4,955	4,819	△136
契約金額（円）	369,339,198	380,367,971	+11,028,773
就業実人員（人）	622	620	△2
就業延人員（人日）	65,815	63,615	△2,200
就業率（%）	79.0	80.5	+1.5
単年度収支（円）	△1,485,161	1,714,188	+3,199,349

※ 「受注延件数」から「就業率」までの各項目は、請負・委任について記載

b 2024（令和6）年度の主な取り組み

(a) 就業機会の拡大への取組

高齢者の就業機会の確保及び拡大を図るため、役職員及び会員に

よる受注開拓活動を継続的に実施した。具体的には、事業所や企業等を対象としたアンケート調査を行い、地域における人手不足分野や潜在的なニーズの把握に努めるとともに、「会員一人一仕事紹介運動」を通じて会員自らが受注開拓に関与する体制づくりを進めた。また、請負・委任事業に加え、派遣事業の拡大にも取り組み、就業形態の多様化を図ることで、会員の希望や能力に応じた就業機会の提供に努めた。

(b) 会員の拡大及びスキル向上への取組

会員数の確保を重要課題と位置付け、新規会員獲得及び既存会員の定着を目的として、入会説明会の開催や広報活動を行った。加えて、「夫婦会員制度」や「ゴールド会員制度」などの制度を導入し、多様なライフスタイルに対応した会員制度の整備を進めた。また、会員の就業能力向上を図るため、技能講習や派遣労働者を対象とした教育訓練を実施し、安全かつ適正な就業の確保と、受注分野の拡大につながる人材育成に取り組んだ。

(c) 安全・適正就業の推進

会員が安心して就業できる環境を確保するため、安全対策を重点項目として位置付け、安全巡回や安全講習会を実施した。就業中の事故防止に向けて、過去の事故発生事例の共有や再発防止策の周知を行うとともに、近年増加傾向にある熱中症への対策や交通事故防止に関する啓発活動を強化した。これらの取組により、会員の安全意識の向上と事故発生の抑制を図った。

(d) 経営基盤の安定化に向けた取組

事業運営の安定化を図るため、経費節減に取り組むとともに、事務費率の見直しや車両の計画的更新など、効率的な事業運営を推進した。また、最低賃金の引上げに対応するため配分金の改定を行い、

会員の処遇改善にも配慮しつつ、収支バランスの確保に努めた。その結果、当初は赤字予算での編成となったものの、業務拡大と支出管理の徹底により、最終的には黒字決算を達成した。

(e) 制度改正への対応

2023（令和5）年10月に開始された消費税インボイス制度及び2023（令和5）年11月施行のフリーランス新法への対応として、契約方法の見直しや関係制度の整理を行った。会員や発注者への影響を最小限に抑えるため、関係法令の周知や内部手続の整備を進め、円滑な制度移行に努めた。

(f) 地域ニーズへの対応及び社会貢献

地域の多様なニーズに応えるため、ワンコイン事業をはじめ、子育て支援、空き家管理、寺子屋事業など、地域社会に密着した取組を実施した。これらの事業を通じて、高齢者の就業機会の創出のみならず、地域課題の解決や市民生活の支援に寄与することを目指した。

(g) 自主的運営体制及び関係機関との連携

会員による自主的な運営体制の確立を図るため、会員交流会や地区ブロック研修会を実施し、会員相互の連携強化と意識醸成に努めた。また、県及び全国シルバー人材センター連合会との連携を図り、情報共有や制度動向の把握に努めるとともに、安定的かつ持続可能なセンター運営に向けた取組を進めた。

【評価】

前年度（2023（令和5）年度）と比較すると、受注延件数こそ減少したものの、契約金額は上昇している上に、補助金が減額され、当初赤字が見込まれた中、黒字決算で終えていることや、事業所や企業等を対象としたアンケート

ト調査を行い、地域における人手不足分野や潜在的なニーズの把握に努めるとともに、「会員一人一仕事紹介運動」を通じて会員自らが受注開拓に関与する体制づくりを進めるなど、安定経営のための努力が垣間見える。また、インボイス制度、フリーランス新法に対応するため、契約変更などの手続きを行っており、遵法意識の高さも伺える。

(イ) 市による支援内容

補助金の交付及び広報（佐世保市HP上にシルバー人材センターの情報を掲示するとともに、佐世保市職員宛てに情報提供を行っている（2022（令和4）年度及び2025（令和7）年度に実施）。

【意見】

高齢者の就労の促進・所得の確保を目的と掲げているが、市による広報活動は質・量ともに十分とは言い難い上に、市による広報がどの程度閲覧・認知されているのかという情報も保有しておらず、広報活動がシルバー人材センターの普及に寄与しているのかも確認することができない。市の支援活動としては、実質的には補助金を交付するのみであるが、それも年々減少傾向にある。補助金交付の目的と成果指標を明確化し、就業機会の拡大や会員定着への効果を検証する仕組みを構築する必要がある。

シルバー人材の活用は佐世保市の重大な課題であり、シルバー人材センターはその要である。シルバー人材センターの自主運営に委ねるのみならず、市として、補助金の適正な交付及び広報活動の支援等、包括的な支援活動を行っていただきたい。

3 住みやすいまちづくりの推進

(1) バリアフリーの推進

ア 公共施設

佐世保市では、新設の公共施設、合併地区を含めた既存の公共施設共に、現在法令に基づいて実施している審査・指導・助言を継続して実施することにより現在・今後ともにバリアフリー化の推進を図っていくこととしている。

また、特に本庁・支所やコミュニティセンターについては、市民の最も身近な行政窓口であることから、重点的にバリアフリー化を推進していくこととしている。

佐世保市の都市整備部建築指導課は、建築物の新築等の申請を要する場合に限り、建築指導課にて審査を行っている。2024（令和6）年度の実績としては、バリアフリー法に基づくものに関して1件申請があり、長崎県の福祉のまちづくり条例に関するものに関して1件届出があった。それぞれ基準に適合していることを確認している。

公共施設のバリアフリー化については、各公共施設を所管している各主管課にて検討を行う。

市都市整備部建築指導課では、長崎県の委託を受け、長崎県福祉のまちづくり条例施行前（1998（平成10）年4月1日）に建築された建物については、「既存不適格」であるため、各主管課に毎年聞き取りを実施し、報告を受けている。

直近では、2023（令和5）年度に江迎支所の全体改修工事と市民文化ホールのトイレ出入口の改修工事が実施されたと報告を受けている。

イ 道路歩道

佐世保市では、既存道路におけるバリアフリー化の推進については、

中心市街地における重点整備地区内の主要な路線の整備を重点的に実施している。また、新設道路においては、バリアフリー化の基準に基づき設計を行い、バリアフリーの推進を図っている。

今後も関係機関及び利用者と十分な協議を行いながら実施していく予定である。

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度は既存道路及び新設道路共にバリアフリーの推進の実績はない。

【意見】

佐世保市内の中心市街地における重点整備地区内の主要な路線の既存道路（特に歩道）に関して、十分なバリアフリー化が行われているとは感じられない箇所も多い。関係機関及び利用者との十分な協議の上、早急に実施すべきではないか。

ウ 民間施設

2006（平成18）年12月20日改正施行されたバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）によって、2000㎡以上の特定用途（病院、物品販売業店舗、ホテル等）の建築物は、廊下巾、階段仕上、傾斜路及び身体障がい者対応便房等のバリアフリーの基準に適合されることが義務化された。佐世保市では、同法に基づく適合建築物の認定によってバリアフリーに寄与している。

佐世保市では、その他、一定規模の建築行為については、バリアフリー関係法令（バリアフリー法、長崎県福祉のまちづくり条例など）に基づき審査・指導・助言を行い、バリアフリーに寄与している。

2024（令和6）年度の実績としては、バリアフリー法に基づく審査が6件（指定確認検査機関にて審査）、長崎県福祉のまちづくり条例

(特定生活関連施設)に基づく届出の審査が14件あった(法律と条例の届出に重複あり)。指導件数としては1件であり、指導内容としては、誘導床材、注意喚起用床材の未設置、受付カウンター及び記載台の未設置、高齢者・障がい者等が円滑に使用できる鏡の未設置である。

民間施設においても、高齢者や障がい者等に配慮した施設であることが求められていることから、窓口やホームページにて、バリアフリー化の啓発・誘導を行っている。

(2) 高齢者が暮らしやすい住宅の整備（公営住宅のバリアフリー化）

佐世保市では、今後ますます地域で生活する高齢者の増加が予想される。

公営住宅のバリアフリー化の必要性について意識啓発を図っていきながら、室内の段差の解消や手すりの設置などバリアフリー化を推進して、高齢者が安心して生活できる住宅の整備や情報の提供に努めていくこととしている。

佐世保市では、佐世保市営住宅長寿命化計画に基づき、団地・住宅を選定し、建て替えを行っている。建て替えを行う場合、公営住宅等整備基準、評価方法基準、佐世保市営住宅条例、長崎県福祉のまちづくり条例、及び佐世保市営住宅建設工事設計基準書等に基づいて、住戸内及び共用部分についてバリアフリー化を行っている。

2020（令和2）年度以降に建て替えを行った対象施設は以下のとおりである。

<対象施設>

公共施設名（棟名）	工事名称	建築年度	棟数	戸数
泉福寺住宅（13号館）	泉福寺住宅建替4期事業	R2～R3	1	54
大黒住宅（3番館）	大黒住宅建替3期事業	R3～R4	1	91
新田住宅（4・5番館）	新田住宅建替2期事業	R4～R5	2	50
花高1住宅（3番館）	花高1住宅建替2期事業	R2～R3	1	90
直谷住宅（F棟～K棟）	直谷住宅建替2期事業	R3	6	21
鹿町新田住宅（1棟～4棟）	鹿町新田住宅建替1期事業	R4	4	19
花高1住宅（2番館）	花高1住宅建替3期事業	R6～R7	1	80

（3）多様な住まいの確保

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加し、高齢者の住まいのニーズが多様化している。

佐世保市においても、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の整備が進んでいる。

今後は、サービス付き高齢者向け住宅等において、設置状況を把握し、市民への適切な情報提供に努めていくこととしている。

2024（令和6）年1月時点での設置状況は以下のとおりである。

■有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置状況（令和6年1月時点）

	施設数	定員数
有料老人ホーム	23事業所	418名
サービス付き高齢者向け住宅	28事業所	588戸

※特定施設入居者生活介護を含まない

市民への情報提供としては、佐世保市ホームページにおいて、全国の登録されているサービス付き高齢者向け住宅が確認できる「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」のリンクを貼り、周知を行っている。また、佐世保市住宅部局と福祉部局とでサービス付き高齢者向け住宅登録状況の共有を行っており、高齢者から住まいにお困りの相談があった場合には、サービス付き高齢者向け住宅の案内をしている。

【評価】

高齢者の求める暮らし方は多様化しており、それに対するサービスもまた多様化している。佐世保市においては、現状できうる限りの情報提供などを行っており、評価できる。

高齢者やそれを支える養護者がどのようなサービスを受けられるか分からない、あるいは判断できないということも多くあると思われるから、今後も様々な担当部局や委託先と連携して適切な暮らし方を案内できるよう努めていくことを期待する。

(4) 高齢者の暮らしの安全確保

ア 防災対策

2024（令和6）年度の佐世保市包括外部監査の対象が災害対策であるため、今回の監査では省略する。

イ 交通事故防止対策

(ア) 現状と今後について

佐世保市では、交通事故全体の件数は減少傾向にあるものの、高齢者の交通事故が占める割合は増加傾向にある。事故の被害者となるケースはもちろんのこと加害者となるケースが増加してきているためである。

佐世保市では、高齢者自身による、参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室を開催するとともに、要望に基づき地域に出向いて「出前講座」を行っている。

また、高齢者の運転免許自主返納促進のため、返納者が受けられるサービスや特典について、佐世保市ホームページなどを利用した情報提供を行っている。

佐世保市では、今後も上記事業を継続して実施し、警察や交通安全協会など関係各機関と連携を図りながら、実態に即した交通安全教育を推進していくこととしている。

(イ) 具体的な施策等

a 出前講座

佐世保市では、市が実施する出前講座及び佐世保市交通安全協会連合会に事業を委託している出前型講座を開催している。

2024（令和6）年度の実施状況は以下のとおりである。

月	主体	事業の内容			
		日付	高齢者 参加者数	場所	実施内容
4	佐世保市	4月9日	37名	イオン大塔店	シミュレータを使った啓発活動
	(委託先) 佐世保市交通安全協会連合会 (住所) 佐世保市紙園町192	4月11日	18名	山紙公民館	シミュレータ体験による交通安全教育
5	(委託先) 佐世保市交通安全協会連合会 (住所) 佐世保市紙園町192	5月16日	20名	吉岡町第二町内会集会所	シミュレータ体験による交通安全教育
	(委託先) 佐世保市交通安全協会連合会 (住所) 佐世保市紙園町192	5月20日	20名	東山町二組公民館	シミュレータ体験による交通安全教育
7	(委託先) 佐世保市交通安全協会連合会 (住所) 佐世保市紙園町192	7月10日	20名	中有福公民館	シミュレータ体験による交通安全教育
9	(委託先) 佐世保市交通安全協会連合会 (住所) 佐世保市紙園町192	9月25日	38名	相浦地区コミュニティセンター	シミュレータ体験による交通安全教育
	佐世保市	9月27日	35名	イオン大塔店	シミュレータ体験による啓発活動
10	長崎県	10月2日	49名	北地区コミュニティセンター	おっと危ない講習会（歩行シミュレーター、運転技能向上トレーニング等）
11	佐世保市	11月22日	9名	上角公民館	警察署交通課による交通安全教育
1	佐世保市	1月27日	22名	松原二組A棟集会所	警察署交通課による交通安全教育

※佐世保市交通安全協会連合会への委託時期：令和6年4月1日（期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

※アンケート等の実施なし

b 運転免許証自主返納促進

佐世保市では、高齢者の運転免許証自主返納促進について以下のとおり佐世保市ホームページにて啓発する。

運転免許を自主返納しよう

近年、高齢者の方が関わる交通事故が後を絶たず、本市においても高齢者の交通事故が相次いで発生している状況です。

そのような中、最近運転が不安になった方や、運転をする機会がなくなった高齢者の方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

早めの運転免許自主返納で、**交通事故を起こさない・遭わないよう**にしましょう。

1.返納申請と「運転経歴証明書」の発行

(1) 申請方法

最寄りの警察署や運転免許試験場でできます。（下記の「お問い合わせ先」をご確認ください。）

時間帯は長崎県警察ホームページでご確認ください。

(2) 「運転経歴証明書」の発行

運転免許を自主返納される際に**写真付きの身分証明書**の発行ができます。

この身分証明書を所持の方は各種サービスが受けられます。

2.自主返納者へのサービス

(1) 「佐世保市タクシー協会」では運転免許を自主返納した高齢者（65歳以上）を対象に**タクシー運賃を1割引き**する制度を実施されています。

詳細はこちらをご覧ください。[タクシー運賃割引制度について](#)

(2) 「西肥バス」では「リフレッシュバス65」という西肥バス全線が乗り放題となる定期券の販売を行っています。

また、運転経歴証明書を所持の方であれば上記**定期券が1,000円割引**となるサービスを実施されています。

3.お問い合わせ先

内容	問い合わせ先	電話番号等

タクシー運賃割引制度について（運転免許自主返納者へのサービス）

近年、高齢者の交通事故が全国的に多発しております。アクセルとブレーキの踏み間違いや、高速道路の逆走など、操作・判断ミスによる交通事故が後を絶ちません。

運転に自信がなくなったり、家族から運転の心配をされるなど、運転免許の自主返納を考えながらも、日常の移動手段の確保を考えるとなかなか返納に踏み切れない高齢者の方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

そのような中、「佐世保市タクシー協会」では運転免許を自主返納した高齢者（65歳以上）を対象に**タクシー運賃を1割引き**する制度を実施されています。

1.割引制度の対象者

運転免許を自主返納し、警察が発行する「**運転経歴証明書**」をお持ちの**65歳以上**の方

2.割引制度の利用方法

タクシー乗車時に、「**運転経歴証明書**」をご提示ください。

3.「運転経歴証明書」について

「運転経歴証明書」は最寄りの警察署で発行できます。発行要件など詳細については最寄りの警察署にお問い合わせください。

4.お問い合わせ先

内容	問い合わせ先	電話番号等
割引制度について (協会加盟のタクシー会社等)	佐世保市タクシー協会 佐世保市タクシー協会ホームページ	0956-22-2714
運転免許自主返納	佐世保警察署	0956-23-0110
運転経歴証明書の発行について	早岐警察署	0956-39-0110
	相浦警察署	0956-47-5110

運転免許自主返納 運転経歴証明書の発行について	佐世保警察署	0956-23-0110
	早岐警察署	0956-39-0110
	相浦警察署	0956-47-5110
	江津警察署	0956-66-2110
	新上五島警察署	0959-42-0110
	運転免許試験場	0957-53-2128
タクシー運賃割引制度について	佐世保市タクシー協会	0956-22-2714
リフレッシュバス65について	西肥バス	0956-23-2155

4.関連ホームページリンク

- [高齢者警察ホームページ](#)
- [佐世保市タクシー協会ホームページ](#)
- [西肥バスホームページ](#)

お問い合わせ

市民生活部市民安全安心課
電話番号 0956-24-1111

佐世保市役所 開庁時間：8時30分～17時15分 休庁日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号 電話番号：0956-24-1111(代表)

Copyright © Sasebo City office, All Rights Reserved.

	江津警察署	0956-66-3110
	新上五島警察署	0959-42-0110

お問い合わせ

市民生活部市民安全安心課
電話番号 0956-24-1111

佐世保市役所 開庁時間：8時30分～17時15分 休庁日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号 電話番号：0956-24-1111(代表)

Copyright © Sasebo City office, All Rights Reserved.

そして、佐世保市のホームページの2020（令和2）年度以降の閲覧数は以下のとおりである。

ページタイトル \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
運転免許証を自主返納しましょう	789	778	1234	897	1423
タクシー運賃割引制度について（運転免許証自主返納者へのサービス）	364	448	651	583	833

【評価】

佐世保市のホームページの内容は、行政として説明できる内容として過不足のないものであり、評価できる。また、閲覧数も増加傾向にあり、評価できる。今後も、随時最新の情報を提供できるように、広報内容の検討を続けていってほしい。

ウ 消費生活対策

（ア）現状と今後について

消費生活センターに対する高齢者からの相談件数は、70歳代を中心に増加傾向にある。

佐世保市では、高齢者を対象とした出前講座の開催や、関係機関（国民生活センター、県消費生活センター、警察、弁護士会等）、団体と消費者被害防止ネットワークを構築して、迅速な情報の発信・収集を行うなど、高齢者の消費者被害の未然防止と被害救済にも努めている。

佐世保市では、今後も、相談窓口の充実及び出前講座の継続開催により、悪質商法などに関する情報を提供するほか、消費者被害防止ネットワークを活用して高齢者の消費者被害の未然防止と被害救済に努めていくこととしている。

(イ) 具体的な施策等

a 佐世保市消費者被害防止ネットワーク

佐世保市では、消費者安全法第11条の3第1項の規定による消費者安全確保地域協議会として佐世保市消費者被害防止ネットワークを設置する。

ネットワークの活動内容は

- ① 悪質商法等に関する情報を収集し、当該情報を構成機関に提供すること
- ② 要配慮消費者に関する消費者被害を防止するための見守り活動について、必要な情報交換に関すること
- ③ 要配慮消費者に関する消費者被害を回復するためのあっせん交渉等について、必要な構成機関の相互連携に関すること
- ④ その他要配慮消費者に関する消費者被害を防止するために必要な事項に関すること

である。

活動実績としては、

- ① 長崎県消費生活センター等から悪質商法等に関する情報を収集し、当該情報を構成機関にメールやFAXを用いて提供
- ② 要配慮消費者に関する相談を受け付けた場合、消費者被害救済のため、必要な構成機関と個別の情報共有や連携するなどして、当事者へ助言や事業者へのあっせん交渉等を行い、救済
- ③ 上記②で受け付けた相談事例に対応する際、対面で構成機関と関連する情報交換等を行うなどして、要配慮者に関する消費

者被害の予防や未然防止

である。

b 出前講座

2024（令和6）年度の実績は以下のとおりである。

No.	実施方法	開催日	曜日	時間	(分)	依頼元	講演場所	人数
2	資料配布	5月9日	木			相浦地域包括支援センター		25
3	対面	5月13日	月	10:00-11:30	90	佐世保市生活学校連絡協議会	スピカ 研修室1	17
4	対面	5月14日	火	13:30-15:00	90	消費生活教室	まちなかコミュニティセンター	22
5	対面	5月20日	月	13:30-15:00	50	南地区コミュニティセンター	南地区コミュニティセンター2F講	28
6	対面	6月11日	火	13:30-15:00	90	消費生活教室	まちなかコミュニティセンター	25
7	対面	6月20日	木	10:00-10:50	50	小佐々地区コミュニティセンター	小佐々地区コミュニティセンター	26
8	対面	6月24日	月	10:00-11:30	90	LaLaコープ県北事務所	LaLaひうみ集会所	22
9	対面	6月28日	金	14:30-15:30	60	お話し支援上の角	上の角公民館	9
10	資料配布	7月4日	木			早岐包括支援センター		30
11	対面	7月9日	火	13:30-15:00	90	消費生活教室	まちなかコミュニティセンター	23
12	対面	7月18日	木	13:30-15:00	90	江上地区コミュニティセンター	江上地区コミュニティセンター	17
13	対面	8月13日	火	13:30-15:00	90	消費生活教室	まちなかコミュニティセンター	15
14	対面	9月9日	月	10:30-11:30	60	OB事務職員会	山澄地区コミュニティセンター	15
15	対面	9月10日	火	13:30-15:00	90	消費生活教室	まちなかコミュニティセンター	25
16	対面	10月19日	土	15:00~16:00	60	長寿社会課	すこやかプラザ8階講堂	43
17	対面	10月25日	金	10:00-11:30	90	大野公民館老人クラブ三つ葉会	大野公民館	28
20	対面	11月14日	木	10:00-11:00	60	崎辺自治協議会 保健福祉部会	崎辺地区コミュニティセンター	32
21	対面	12月12日	木	10:00-11:30	90	鹿町地区コミュニティセンター	鹿町地区コミュニティセンター 2F 集会所	15
23	対面	3月6日	木	14:00-15:00	60	西海病院デイケア	西海病院デイケア棟2F	15
24	対面	3月17日	月	14:00-15:30	90	たんほほ生活学校	小野町公民館	15

上記講座におけるアンケートでは、クーリング・オフに関して、「少しは知っていた」と回答する者が多数であり、理解度に関しては、役に立ったと回答する者がほとんどであった。なお、同アンケートでは、消費生活センターの認知度に比して消費生活ニュースの認知度が高い傾向がうかがわれた。

c 広報等

佐世保市では、消費生活ニュースを発行している。また、佐世保市ホームページにおいて、悪質商法などについて随時情報を行っている。

2024（令和6）年度のホームページ閲覧数は以下のとおりで

ある。

2024年（令和6年度）ホームページ閲覧数

	年間
悪質業者に関する情報提供制度について／佐世保市役所	62
「タスク副業」で報酬が支払われるとうたい、実際には高額を送金させる事業者に関する注意喚起／佐世保市役所	24
不安をあおって契約させる給湯器の点検商法にご注意ください。／佐世保市役所	24
いろいろな商法／佐世保市役所	19
フィッシング詐欺やクレジットカードの不正利用にご注意ください／佐世保市役所	11
安全な消費生活のために／佐世保市役所	11
定期購入トラブルにご注意ください！／佐世保市役所	5
【消費生活センター】新型コロナウイルス関連注意喚起／佐世保市役所	3
佐世保市消費者安全確保地域協議会を設置しました／佐世保市役所	3
訴訟を名目とした不審なハガキに注意してください／佐世保市役所	3
消費生活ニュースNo.192（令和7年2月発行）／佐世保市役所	8
消費生活ニュースNo.191（令和6年12月発行）／佐世保市役所	11
消費生活ニュースNo.190（令和6年8月発行）／佐世保市役所	5
消費生活ニュースNo.189（令和6年2月発行）／佐世保市役所	5
消費生活ニュースNo.187（令和5年2月発行）／佐世保市役所	3
消費生活ニュースNo.167（平成28年6月発行）／佐世保市役所	3

【意見】

出前講座時のアンケートから明らかなように、消費生活ニュースの認知度と比して、消費生活センターの認知度は低い傾向にあった。消費生活ニュースは紙媒体での配布があることから認知度が高いのではないかと推察される。

ホームページで紹介されている悪徳商法等の内容については、わかりやすく、市民の啓発のために重要なものであるといえる。

消費生活ニュースでも同様の内容が紹介されていることもあるが、今後は、消費生活センターやホームページに掲載していることなどの広報に力をいれていくべきではないかと思料する。